

令和3年度

市民税・道民税 特別徴収の手引き

— 特別徴収事務についてのお問い合わせは —

〒095 - 8686 北海道士別市東6条4丁目1番地
士別市役所市民自治部税務課〔市民税係〕
電話 0165-26-7720（直通）



士別市

URL <http://www.city.shibetsu.lg.jp>

目次

特別徴収事務の取り扱いについて

1. 市・道民税の特別徴収とは	…1
2. 特別徴収義務者とは	…1
3. 特別徴収の決定通知書の交付	…1
4. 月割額の徴収方法	…1
5. 月割額の納入方法	…1
6. 納入場所	…2
7. 月割額を納期限までに納入しなかったとき	…2
8. 従業員の方の異動（転勤や就職・退職など）	…3
9. 特別徴収税額の変更	…4
10. 退職所得に対する市・道民税（所得割）	…4
11. 不服申し立てについて	…5

マイナンバー制度施行に係る個人番号

および法人番号の記載について

1. 個人番号および法人番号の記載を要する書類	…6
2. 〔個人事業主の方へ〕個人番号が記載された書類を提出する場合の本人確認	…6

様式の記載例

1. 異動届出書の記載例（未徴収税額を一括徴収する場合）	…7
2. 異動届出書の記載例（未徴収税額を普通徴収にする場合）	…8
3. 異動届出書の記載例（転勤先で特別徴収を継続する場合）	…9
4. 切替依頼書の記載例（新たに特別徴収を開始する場合）	…10
5. 納入書の記入例（納入金額の訂正と退職所得分税額の納入）	…11

特別徴収事務の取り扱いについて

1. 市・道民税の特別徴収とは

納税義務者（従業員の方）が納めなければならない市・道民税を、給与の支払者（事業主）が給与を支払う際に、毎月給与から徴収して納税義務者にかわって納めていただく制度です。

2. 特別徴収義務者とは

特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払者をいいます。

この指定を受けた給与支払者には「給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」が送達され、毎月定められた税額（これを「月割額」といいます。）を給与から徴収して納期限までに納入していただくことになります。

3. 特別徴収の決定通知書の交付

同封しました「給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を切り離し、納税義務者に交付してください。

個人情報保護の観点から圧着方式となっていますので、圧着部分をはがさず交付してください。

4. 月割額の徴収方法

「給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に納税義務者別の月割額を算出していますので、令和3年6月から翌年5月まで、毎月給与を支払う際に徴収してください。

5. 月割額の納入方法

納税義務者から徴収した月割額の合計額を、「個人市民税・個人道民税 領収証書・納入書・納入済通知書」により、次の金融機関等へ期限（翌月10日、10日が土・日・祝日のときはその翌平日）までに納入してください。

「個人市民税・個人道民税 領収証書・納入書・納入済通知書」は12か月分と予備2枚（金額の印字がないもの）をお送りしています。

納期の特例を受けている場合、6月から11月までに徴収した税額は12月10日、12月から翌年5月までに徴収した税額は翌年6月10日が納期限になります。

6. 納入場所

納入は下記の金融機関等で行うことができます。

北海道銀行、北洋銀行、北星信用金庫、北ひびき農業協同組合、北海道労働金庫、士別市役所、朝日支所、上士別・多寄・温根別出張所、北海道内の郵便局またはゆうちょ銀行、市立士別図書館（土日祝日のみ/10時～18時 ただし、図書館の開館日に限る。）

*北海道外の郵便局またはゆうちょ銀行で納入する場合は、郵便振替用紙を送付しますのでご連絡ください。

7. 月割額を納期限までに納入しなかったとき

納期限までに納めなかったときは督促を受け、かつ、督促を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

納期限後に納入する場合には、その税額に納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、納入税額に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合で計算した延滞金を徴収します。

ただし、当分の間、上記14.6%及び7.3%の割合は、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1%を加算した割合）が年7.3%に満たない場合は、14.6%の割合にあつてはその年の延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、7.3%の割合にあつてはその年の延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（加算した割合が7.3%を超える場合は年7.3%）とします。

なお、その税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。また、その税額の金額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。また、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、延滞金全額が1,000円未満のときにはその全額を切り捨てます。

8. 従業員の方の異動（転勤や就職・退職など）

従業員の方が転勤、退職、休職、死亡等により給与から徴収できなくなったときは、未徴収の税額を退職月の給与や退職金から一括して徴収するか、普通徴収（納税義務者自身が、納付通知書により市・道民税を直接納税すること）の方法で納税義務者に納めていただきます。

また、普通徴収で納付している納税義務者が新たに従業員となった場合、希望により特別徴収に切り替えることができます。手続きの方法は次のとおりです。

① 退職の場合

従業員の退職等により給与から特別徴収ができなくなったときは、翌月10日までに「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。（届出書の記入例は7～8ページを参照してください。）

■ 退職

従業員の方が退職された場合は、納税義務者と相談のうえ、残りの税額を退職月の給与や退職金などから一括して徴収するか、市役所から送付する納税通知書によりご本人に直接納めていただくかのどちらかになります。

ただし、退職の日が令和4年1月1日から5月31日までの場合、その事由が発生した翌月以降の未納額を納税義務者の希望にかかわらず、残りの税額を退職月の給与や退職金などから一括徴収し、当月分と同時に納入してください。

■ 死亡による退職

従業員の方が死亡により特別徴収が停止となった場合は、一括徴収にはできないため普通徴収へと変更になります。

② 転勤の場合

転勤により勤務先が変わったときは、新しい勤務先で引き続き特別徴収を継続することができます。

新しい勤務先に何月分から徴収することになるかなどを確認のうえ、翌月10日までに「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。新しい勤務先の名称、所在地などを忘れずに記入してください。（届出書の記入例は9ページを参照してください。）

③ 就職した場合

普通徴収の納税義務者が就職し、特別徴収を希望したときは、普通徴収から特別徴収に切り替えることができます。何月分の給与から特別徴収することになるかなどを確認のうえ、翌月10日までに「給与所得等に係る特別徴収への切替依頼書」を提出してください。（依頼書の記入例は10ページを参照してください。）

ただし、納期限を過ぎている普通徴収分の未納額は、特別徴収に切り替えることができないので、ご注意ください。

9. 特別徴収税額の変更

転勤、退職または税額が変更になったときは、「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」をお送りしますので、以後は変更後の月割額によって徴収し、納入してください。

納入書は「納入金額」の欄を手書きで訂正し、使用してください。訂正の際に、訂正印は不要です。（納入書の記入例は11ページを参照してください。）

10. 退職所得に対する市・道民税（所得割）

退職手当等は他の所得と分離して課税されます。その税額は、退職手当等の支払者がその支払の際に計算して退職手当から徴収し、納入して下さい。退職者が退職手当等の支払を受ける年の1月1日現在における住所地の市町村に申告し納入します。

① 税額の求め方

1. 退職所得控除額

ア. 勤続年数が20年以下の場合 $40\text{万円} \times \text{勤続年数}$ （80万円未満の場合は80万円となります。）

イ. 勤続年数が20年を超える場合 $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$

※勤続年数に1年未満の端数があるときは切り上げます。

※障がい者となったことにより退職する場合は、計算した金額に、さらに100万円加算された金額になります。

2. 退職所得の金額

$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$

※勤続年数が5年以内の法人役員等については、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

3. 税額の計算

$$\text{税額} = \text{退職所得の金額} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{税率} & \\ \hline \text{市民税} & \text{道民税} \\ \hline 6\% & 4\% \\ \hline \end{array}$$

② 納入方法

退職所得に係る市・道民税は、給与所得に係る市・道民税とあわせて特別徴収した月の翌月10日までに納入します。

納入書の「退職所得分」の欄に税額を記載し、裏面の納入申告書に所定の事項を記載してください。（次ページに記入例があります。）

11. 不服申し立てについて

通知を受けた特別徴収税額に不服がある場合は、その税額の通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に文書をもって市長に審査請求をすることができます。特別徴収税額の決定の取消しを求める訴え（処分の取消しの訴え）は、前記の審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

マイナンバー制度施行に係る個人番号および法人番号の記載について

1. 個人番号および法人番号の記載を要する書類

マイナンバー制度の施行により、各種提出書類に個人番号および法人番号の記載が必要です。
申請書や申告書のうち、番号の記載を要する書類は次のとおりです。

提出書類	個人番号	法人番号
退職所得の分離課税に係る納入申告書	○※1 (個人事業主の場合)	○ (法人の場合)
退職手当の特別徴収票	○	○
給与所得者異動届出書	○	○
給与支払報告書	○	○

※1 個人事業主が退職所得に係る市・道民税を納入する際は、納入申告書（市・道民税納入書裏面）に個人番号を記載せず金融機関等へ提出してください。ただし、個人番号記載用の納入申告書を別途作成し、税務課市民税係に提出する必要があります。（詳しくはお問い合わせください）

2. 〔個人事業主の方へ〕個人番号が記載された書類を提出する場合の本人確認

個人事業主の方が個人番号を記載し、申告書や申請書を提出する場合は、番号法の規定に基づく本人確認が必要になります。
提出時には「番号確認」と「身元確認」を行いますので、下記例のとおり本人確認のための書類をお持ちください。

例1：マイナンバーカード（個人番号カード） 【番号確認および身元確認】

例2：通知カード【番号確認】 + 運転免許証、健康保険証、パスポート等いずれか1点【身元確認】

様式の記載例

1. 異動届出書の記載例（未徴収税額を一括徴収する場合）

特別徴収税額の通知書の特別徴収税額を記載してください。なお、年の中途で税額変更のあった方については変更後の額を記載してください。

徴収した月分及び徴収済の税額、未徴収分の税額を記載してください。

退職、転勤などをした日を記載してください。

特別徴収税額の通知書に記載されている「指定番号」を記載してください。

給 与 支 払 報 告 特 別 徴 収 にか かる 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書

士別市長 様		特 義 給 与 支 払 者 特 別 徴 収 者	氏名または名称 株式会社 士別物産	特別徴収義務者 指 定 番 号 5041234	係 会計係
令和 年 月 日 提出		所 在 地 士別市東6条4丁目	担 当 者 氏名 朝日 二郎	電話 0165-23-****	
個人番号又は法人番号 1234567890123			退 職 時 ま だ の 給 与 支 払 金 額 円		
受給者番号 (整理番号) フリガナ シベツ タロウ	1	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円 77,600	(イ) 徴収済額 円 6 月分 26,400	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円 51,200	異動年月日 3.9.15
氏 名 士別 太郎	昭平・令50年1月1日	異動後の未徴収税額の徴収方法		1. 特別徴収継続 →(2)に新勤務先を記載してください 2. 一括徴収 3. 普通徴収 →後日、本人宛に納付書を送付します	
個人番号 123456789012	給与の支払を受けなくなった後の住所	退 職 理 由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他			

特別徴収税額の通知書に記載されている「受給者番号」を記載してください。

婚姻などで姓が変わった場合は()書きで旧姓も記載してください。

退職者、休職者などで残りの税額を一括徴収する場合にご本人の申出による場合は1を、異動が1月1日以降の場合は2を○で囲み必要事項を記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	徴収予定月 日 10 . 15	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円 51,200	退職の日が1月1日から5月31日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額を一括徴収して下さい。
1. 異動が令和3年12月31日までで、申出があったため(9月10日申出)			
2. 異動が令和 年 1月 1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため			
一括徴収できない理由	理由	一括徴収した税額は、10月分(11月10日納期限分)で納入します。	

(2) 転勤等による特別徴収届出書

月割額 円 月分 徴収し納付するよう連絡(済・未)	給 与 支 払 者 特 別 徴 収 者	所 在 地 フリガナ 名 称	係
一括徴収をする月日及び一括徴収税額を記載してください。			

該当する異動理由を○で囲んでください。

該当する移動後の未徴収税額の徴収方法（一括徴収する場合は2）を○で囲んでください。

一括徴収する場合は一緒に納入する月を記載してください。

2. 異動届出書の記載例（未徴収税額を普通徴収にする場合）

特別徴収税額の通知書の特別徴収税額を記載してください。なお、年の中途で税額変更のあった方については変更後の額を記載してください。

徴収した月分及び徴収済の税額、未徴収分の税額を記載してください。

退職、転勤などをした日を記載してください。

特別徴収税額の通知書に記載されている「指定番号」を記載してください。

特別徴収税額の通知書に記載されている「受給者番号」を記載してください。

該当する異動理由を○で囲んでください。

婚姻などで姓が変わった場合は（ ）書きで旧姓も記載してください。

該当する移動後の未徴収税額の徴収方法（普通徴収する場合は3）を○で囲んでください。

給与支払報告		にかかると所得者異動届出書										特別徴収義務者指定番号													
特別徴収												5041234													
市長様		氏名または名称		株式会社 土別物産								係		会計係											
令和 年 月 日 提出		所在地		士別市東6条4丁目								担当者		氏名		朝日 二郎									
給与支払者		個人番号又は法人番号		1234567890123										電話		0165-23-****									
受給者番号(整理番号)		フリガナ		氏名		生年月日		個人番号		給与の支払を受けなくなった後の住所		(ア) 特別徴収税額(年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額		異動年月日		異動の理由		異動後の未徴収税額の徴収方法		退職時までの給与支払金額	
1		シベツ タロウ		土別 太郎		昭平・令50年1月1日		123456789012		給与の支払を受けなくなった後の住所		14,800		6月分から 4,000円		10,800		3,9.15		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収		円	

(1) 給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	退職の日が1月1日から5月31日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額を一括徴収して下さい。
1. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため(月 日申出)			円	
2. 異動が令和 年 1月 1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため				
一括徴収できない理由	理由	一括徴収した税額は、 月分(月 日納期限分)で納入します。		

(2) 転勤等による特別徴収届出書

月割額	円	給与支払者	〒所在地	担当者	係
月分から		フリガナ		氏名	
徴収し納付するよう連絡(済・未)		名 称		電話	

3. 異動届出書の記載例（転勤先で特別徴収を継続する場合）

特別徴収税額の通知書の特別徴収税額を記載してください。なお、年の中途で税額変更のあった方については変更後の額を記載してください。

徴収した月分及び徴収済の税額、未徴収分の税額を記載してください。

退職、転勤などをした日を記載してください。

特別徴収税額の通知書に記載されている「指定番号」を記載してください。

特別徴収税額の通知書に記載されている「受給者番号」を記載してください。

該当する異動理由を○で囲んでください。

婚姻などで姓が変わった場合は（ ）書きで旧姓も記載してください。

該当する移動後の未徴収税額の徴収方法（転勤で特別徴収を継続する場合は1）を○で囲んでください。

給 与 支 払 報 告 書 にか かる 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書

特別徴収義務者 指 定 番 号		5041234	
係		会計係	
担当者 氏 名		朝日 二郎	
電 話		0165-23-****	
氏 名		株式会社 士別物産	
所 在 地		士別市東6条4丁目	
個人番号又は法人番号		1234567890123	
受給者番号 (整理番号)		1	
フリガナ		シベツ タロウ	
氏 名		士別 太郎	
生年月日		昭平・令50年1月1日	
個人番号		123456789012	
給与の支払を受けなくなった後の住所			
(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日
109,000 円	6 月分 27,000 円	2 月分 82,000 円	4.2.15
異動理由		1. 退職	
異動後の未徴収税額の徴収方法		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収	
退職時までの 給与支払金額			

(1) 給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	徴収予定月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	退職の日が1月1日から5月31日 については、本人からの申出がない場 合必ず残税額を一括徴収して下さい。
1. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため(月 日申出)			
2. 異動が令和 年 1月 1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため			
一括徴収できない理由	理由	一括徴収した税額は、 月分(月 日納期限)	

転勤などにより異動した方が新しい勤務先で特別徴収を希望する場合は新しい勤務先の名称、所在地、電話番号、担当者名を記載してください。

(2) 転勤等による特別徴収届出書

月割額 9,000 円 3 月分 徴収し納付するよう連絡(済・未)	給与特別徴収者	所在地 士別市東11条5丁目 フリガナ 士別工業 株式会社	担当者	係 人事課給与係 氏名 士別 花子 電話 0165-23-0000
---	---------	----------------------------------	-----	---

4. 切替依頼書の記載例（新たに特別徴収を開始する場合）

特別徴収税額の通知書に記載されている「指定番号」を記載してください。

給与所得等に係る特別徴収への切替依頼書

士別市長 様		給与支払者 特別徴収者	氏名または名称 有限会社 シベツ	特別徴収義務者 指定番号	5076831	
令和3年10月15日提出				所在地 士別市東5条4丁目	担当者	係
			氏名			朝日 二郎
				電話	0165-23-****	

次の納税者について 10月分(11月10日納期限) から特別徴収を希望します。

給与所得者（特別徴収申出者）		年 税 額 (ア)	納 付 済 額 (イ)	未納付税額 (特別徴収に切り替える税額) (ア) - (イ)
フリガナ 氏 名	シベツ 士別 太郎	円	円	円
生年月日	昭(平)令4年10月25日	110,000	60,000 (第2期分まで)	50,000
住 所	士別市東4条3丁目			

何月分の給与から特別徴収を開始するか記載してください。
次年度から特別徴収を開始する場合は、
{6月分(7月11日納期限)} となります。

納税義務者（給与所得者）の年税額、納付済額、未納付税額を記載してください。

5. 納入書の記入例（納入金額の訂正と退職所得分税額の納入）

退職や転勤などにより当初印字されている税額から変更になったときは、下記の要領で訂正してください。

【訂正前】

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	給与額 (一括徴収分含む。)					5	8	9	0	0
	退職所得分									
	延滞金									
	合計額									
納期限		令和								年 月 日

○税額変更がある場合
納入金額欄に印字されている金額に二重線を引いて訂正し、「合計額」の欄に訂正後の合計額を記入してください。



【訂正後】

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	給与額 (一括徴収分含む。)					5	5	0	0	0
	退職所得分									
	延滞金									
	合計額					5	5	0	0	0
納期限		令和								年 月 日

※訂正印は不要です

【表面】

		億	千	百	十	万	千	百	十	円	
納入金額	給与額 (一括徴収分含む。)					5	8	9	0	0	
	退職所得分					2	5	6	3	0	0
	延滞金										
	合計額					3	1	5	2	0	0
納期限		令和								年 月 日	

○退職所得分がある場合
退職所得分がある場合は、表面の「退職所得分」、「合計額」の欄と、裏面の納入申告書を記載してください。

【裏面】

令和 年 月分		人員	人												
		億	千	百	十	万	千	百	十	円					
退職手当等支払金額						2	6	2	5	8	9	0	0		
特別徴収税額	市民税									1	5	3	8	0	0
	道民税									1	0	2	5	0	0